



入札案内書

別紙公告のとおり、第4回立木資格付一般競争入札を施行しますので添付の入札条件も併せ参照のうえ、入札にご参加ください。

入札及び開札の日時

令和8年8月25日（火） 10時30分締切 即時開札



岩手南部森林管理署 遠野支署



住 所： 〒028-0515 岩手県遠野市東館町7番39号

TEL： 0198-62-2670 （NTT回線）

： 050-3160-5925 （KDDI-IP）

＜立木現地案内＞

売払番号	案内日時	集合場所	案内者	備考
13～14	令和8年8月17日（月） 午前9時30分	遠野市綾織町 新里8地割2-1 道の駅 遠野風の丘	宮守森林事務所 森林官 栃木 玲	TEL 宮守森林事務所 0198-67-2022

立木販売情報は
こちら



立木公売の公告

(第4回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

令和8年8月25日(火) 10時15分 受付開始
10時30分 締切 即時開札

2. 入札及び開札の場所 岩手南部森林管理署遠野支署会議室

3. 現地案内

- (1) 日 時 } 別紙<立木現地案内>のとおり
(2) 集合場所 }

4. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合がありますのでご承知おきください。
(3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には「入札書在中」と朱書きし、資格付一般競争参加資格確認通知書の写し又は最寄の森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により令和8年8月24日(月)17時00分までの必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
(2) 送付先は次のとおり
郵便番号 028-0515
住 所 岩手県遠野市東館町7番39号
宛 名 岩手南部森林管理署遠野支署長
(3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 令和8年9月11日(金)までとします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納期限

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
(2) 延納利息は、法令の定めにより2.50%とします。
(3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
(ただし、分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは、別紙特約条項のとおり。
(2) 個別物件に該当するものは、公売物件明細書のとおり。
(3) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件(分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等)を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、岩手南部森林管理署遠野支署(経営・管理等)担当にお問合せ下さい。
なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

10. 適格請求書(インボイス)の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、入札書に記載された金額に対する割合は、別紙「インボイス対象比率」のとおりになります。入札に際し注意願います。

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業林産物売買契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問合せ願います。

岩手県遠野市東館町7番39号
岩手南部森林管理署遠野支署
総務グループ経理担当又は業務グループ経営担当
問合せ先 TEL 0198-62-2670

令和8年8月3日

分任契約担当官

岩手南部森林管理署遠野支署長 田村 喜信

インボイス対象比率

物件番号	契約関係	比率（％）
1 3 号	なし	10.00
1 4 号	なし	10.00

※分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税額10％）とは一致しない場合があります。

※当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書あるいは、一般競争参加有資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。又、本人確認のため、自動車運転免許証・社員証等をあわせて受付に提示し、確認を受けてください。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。
また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 売払物件の熟覧等

別紙の売払物件明細書のとおりであり、公売物件明細書（立木）を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

4. 入札の方法

- (1) 入札は売払番号ごとに総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。
- (3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申出があっても受理しません。

5. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。
- (2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

6. 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

7. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消し、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

8. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いづれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいづれも無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無い、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上出した入札又は入札者もしくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

9. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

10. 契約書案

契約書案は、当支署に備えておりますから閲覧ください。

11. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

12. 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

13. 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消しの申出があっても、当該入札書は前項によって入札したものと見なし、訂正、取消し等は認めません。

14. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。
- この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。
15. 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額10%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。
16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。
17. 暴力団排除に関する誓約事項
- （１） 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙１）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- （２） 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。
18. その他、別紙特約条項及び公売物件明細書の特記事項によるものとします。

特 約 条 項

「約款」によるほか、この特約条項によるものとする。

1. 買受人（以下「乙」という。）は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。

また、土場敷や道路沿線等に散乱放置することなく、搬出期間内に整理するものとする。

2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。

3. 乙は、林道上でのトラクター及び畜力等による集材作業は行わないものとする。

4. 乙は、搬出期間内に売買契約区域内のすべての立木の伐倒・搬出作業を行うものとする。

やむを得ず区域内の一部について伐倒・搬出を行わない場合は、乙は売渡人（以下「甲」という。）に申し出たうえで甲の指示に従うこと。

5. 乙が作設する搬出路、又は土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。

また、その使用を完了した時に甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。

6. 乙は、売払物件の内容及び区域標示・伐採搬出について、伐採搬出等に従事する作業員に対し誤りの生じないように周知徹底させるものとする。

7. 乙は、作業着手前に当該森林事務所森林官あてに入林届、路線計画図及び伐採・搬出に係るチェックリストを提出するものとする。

（チェックリストは遠野支署HP掲載）

8. 乙は、作業終了後に甲に搬出済届及び森林作業道路線図を提出し、跡地検査を受けなければならない。乙は検査の結果、問題があれば補修等の手直しを行わなければならない。

9. 森林作業道・集材路及び土場作設にあたっては、森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書を遵守して作設すること。（遠野支署HP掲載）

10. 乙は、売払い物件に起因して第三者等に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。

11. 遠野市、花巻市は岩手県松くい虫被害対策推進計画の被害地域に該当することから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」により伐採時期、処理方法等を実施すること。（アカマツ伐採施業指針は、遠野支署HP掲載）

12. 乙は、埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を甲へ連絡し、指示に従うものとする。

13. 乙は、希少猛禽類等の営巣木を発見した場合は、事業を一時中断し、速やかにその旨を甲へ連絡し協議すること。また、売払い物件周辺において、新たに希少猛禽類等の生息が確認された場合は、事業の一時中断や作業時期の変更等を要することがあり、双方協議の上対応を決定すること。

14. 乙による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、乙の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を講じなければならない。

15. 「森林作業道作設指針」（遠野支署HP掲載）

「主伐時における伐採・搬出指針」（遠野支署HP掲載）

16. 労働安全の確保に関する事項

林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報共有を行うものとする。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合がある。

17. 林野火災防止対策について

買受人は、林野火災予防の取組として以下の処置を講ずること。

- （１）作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の処置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
- （２）作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
- （３）喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
- （４）指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
- （５）刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
- （６）買受人は上記（１）～（５）の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して周知徹底すること。

18. 買受人は、関係者以外の者の立入りを禁止するため、着手前に本物件周辺に作業中看板等を目立つ場所に設置するとともに、状況により複数箇所看板を設置すること。

特約事項(林産物販売)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウィルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫 措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第 14 条により対応する。

公 売 物 件 一 覧 表 （ 立 木 ）

岩手南部森林管理署遠野支署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積 (m³)					延納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
13	遠野市小友町 小友第三国有林234㍿林小班外1	なし	皆伐・複層伐	9.12	56-87	スギ外	6,100	1,636.20	23.54	862.19	268.25	2,790.18	法令の定めるところにより認める。	36ヶ月
14	遠野市小友町 小友第二国有林256ろ1㉔㉕林小班	なし	皆伐	6.96	97	カラマツ外	4,857	0.00	473.79	367.90	582.43	1,424.12	法令の定めるところにより認める。	36ヶ月
	合計			16.08			10,957	1,636.20	497.33	1,230.09	850.68	4,214.30		

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号		13	特約条項及び特記事項		樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地		小友第三 234い外1	1. 本箇所は、「水源かん養保安林」であり、搬出等にあたっては「森林法第34条第2項」の手続き完了後でなければ着手できないので、買受人は作業仕組計画書を売渡人に作業1ヵ月前に提出し、承認を受けるものとする。なお、売払い区域以外の保安林にかかわる場合も同様である。 2. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。 3. 本箇所は、別添図面のとおり伐採区域を設けているため、伐採前に区域を逸脱しないよう必ず確認すること。 伐採区域に疑義等あった場合、必ず売渡人に事前に確認すること。 なお、面積内訳は、皆伐0.28ha、複層伐22.75ha（うち伐区面積8.84ha）である。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均			
調査方法		標準地					10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （c m）	樹高 （m）	
伐採方法		皆伐・複層伐		スギ	生立木	一般材		130	1 205	917	156	15		2 423	1636.20	30	17	
面積（ha）		9.12		アカマツ	生立木	一般材		42	494	302	14			852	509.23	28	18	
林齢（年）		56-87		アカマツ	生立木	低質材		635	452	70				1 157	352.96	20	15	
搬出期間（ヶ月）		36		カラマツ	生立木	一般材			5	5	10			20	23.54	40	20	
契約関係		国造		針葉樹計				807	2 156	1 294	180	15		4 452	2521.93	28	17	
民収分納入方法		—		その他広葉樹	生立木	低質材	132	1 111	333	72				1 648	268.25	16	11	
				広葉樹計			132	1 111	333	72				1 648	268.25	16	11	
法令制限、その他留意事項																		
保安林		水涵保																
国定公園等		—																
砂防指定		—																
車両制限		10t																
マツクイ		制限あり																
ナラガレ		—																
民地借用		—																
期間制限		—																
保残木		—																
植付		—																
（電離別）		—																

物件番号 : 13
 国有林名 : 小友第三
 林小班 : 234い外1

樹種径級別本数及び材積

樹種(材種)	スギ(一般材)		アカマツ(一般材)		アカマツ(低質材)		カラマツ(一般材)		その他広葉樹(低質材)		合計	
平均	30cm	17m	28cm	18m	20cm	15m	40cm	20m	16cm	11m		
径級	(本)	(m3)	(本)	(m3)	(本)	(m3)	(本)	(m3)	(本)	(m3)	(本)	(m3)
10cm以下									132	4.13	132	4.13
12cm	15	0.76							342	14.86	357	15.62
14cm	20	1.21			14	1.84			278	19.14	312	22.19
16cm	45	5.77			127	18.65			188	16.91	360	41.33
18cm	20	4.15			254	51.01			106	15.35	380	70.51
20cm	30	7.29	42	10.74	240	58.07			197	38.55	509	114.65
22cm	212	65.02	42	13.00	155	45.92			101	25.71	510	149.65
24cm	142	52.65	85	31.93	113	42.81			87	25.55	427	152.94
26cm	243	102.84	99	44.65	85	34.62			76	26.55	503	208.66
28cm	228	121.22	127	65.85	71	35.75			35	14.48	461	237.30
30cm	380	229.98	141	82.10	28	16.81	5	3.59	34	15.90	588	348.38
32cm	213	145.67	114	78.71	42	28.40			20	11.74	389	264.52
34cm	157	123.03	85	62.31	28	19.08			19	11.30	289	215.72
36cm	213	180.31	47	45.33					14	10.31	274	235.95
38cm	228	226.03	42	43.24			5	5.66			275	274.93
40cm	106	120.30	14	15.54					19	17.77	139	153.61
42cm	76	94.94	14	15.83							90	110.77
44cm	30	42.84					5	6.87			35	49.71
46cm	30	46.18									30	46.18
48cm	5	6.77					5	7.42			10	14.19
50cm	15	25.67									15	25.67
52cm												
54cm	15	33.57									15	33.57
56cm												
58cm												
60cm												
62cm以上												
計	2,423	1636.20	852	509.23	1,157	352.96	20	23.54	1,648	268.25	6,100	2790.18

遠野市

233
ろ₂ ⑤ 51↑
ろ₃ ① 48↑
に₂ 85↑90 ⑥
に₃ 85↑95 ⑥
ほ 85↑95 ⑥

233
⑤ (除くいーいーほーいーホ)

226
⑤ (除くい)

227
⑤ (除くい)

230
⑤ (除くい)

231
⑤

235
⑤

236
⑤

238
⑤ (除くい)

239
⑤ (除くろーいーロ)

240
⑤

249
⑤

247
⑤

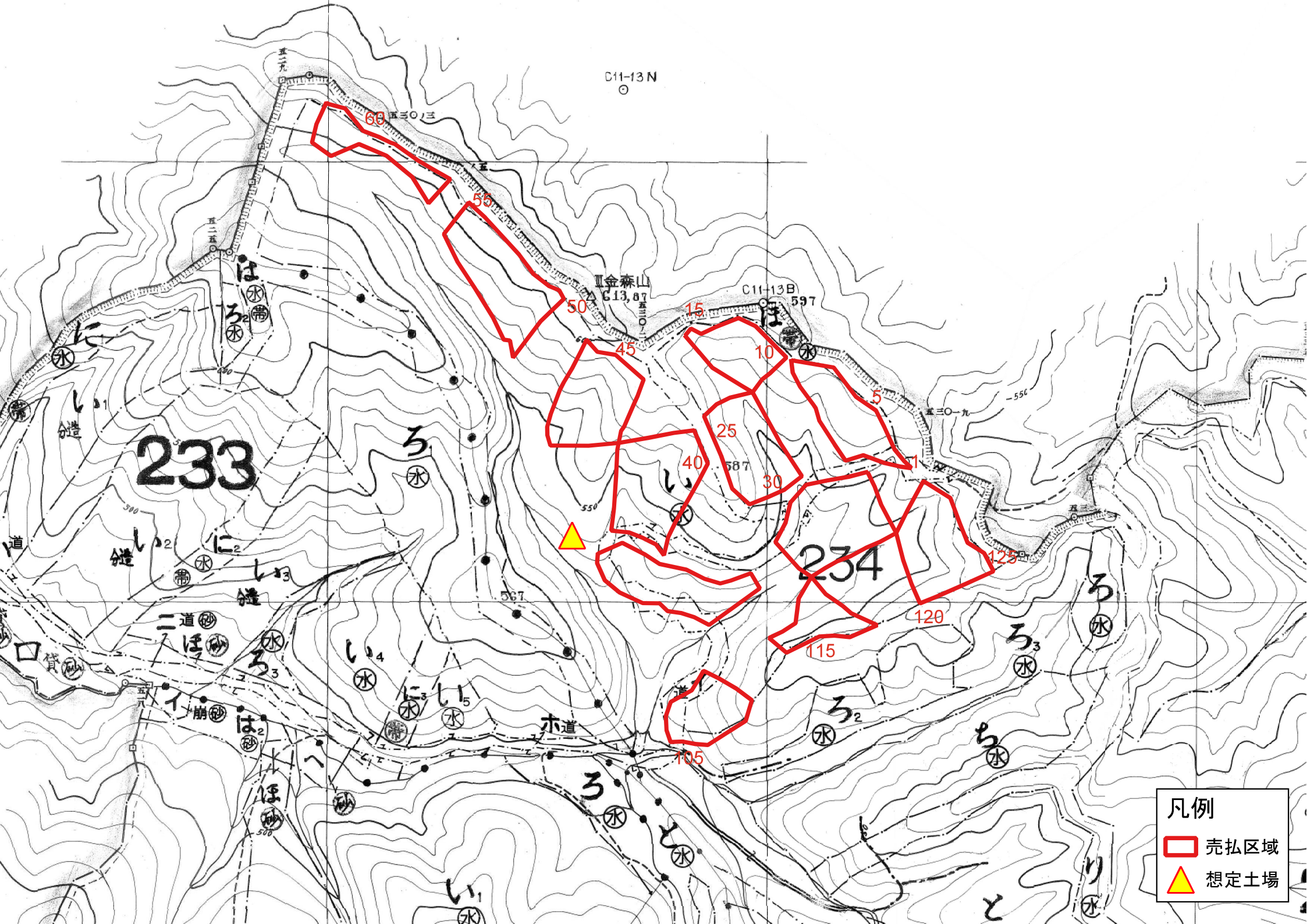
246
⑤

242
⑤

228
い₂ ② 40↑
い₃ ① 40↑
い₅ ② 37↑
い₇ ② 37↑
い₈ ② 37↑

凡例

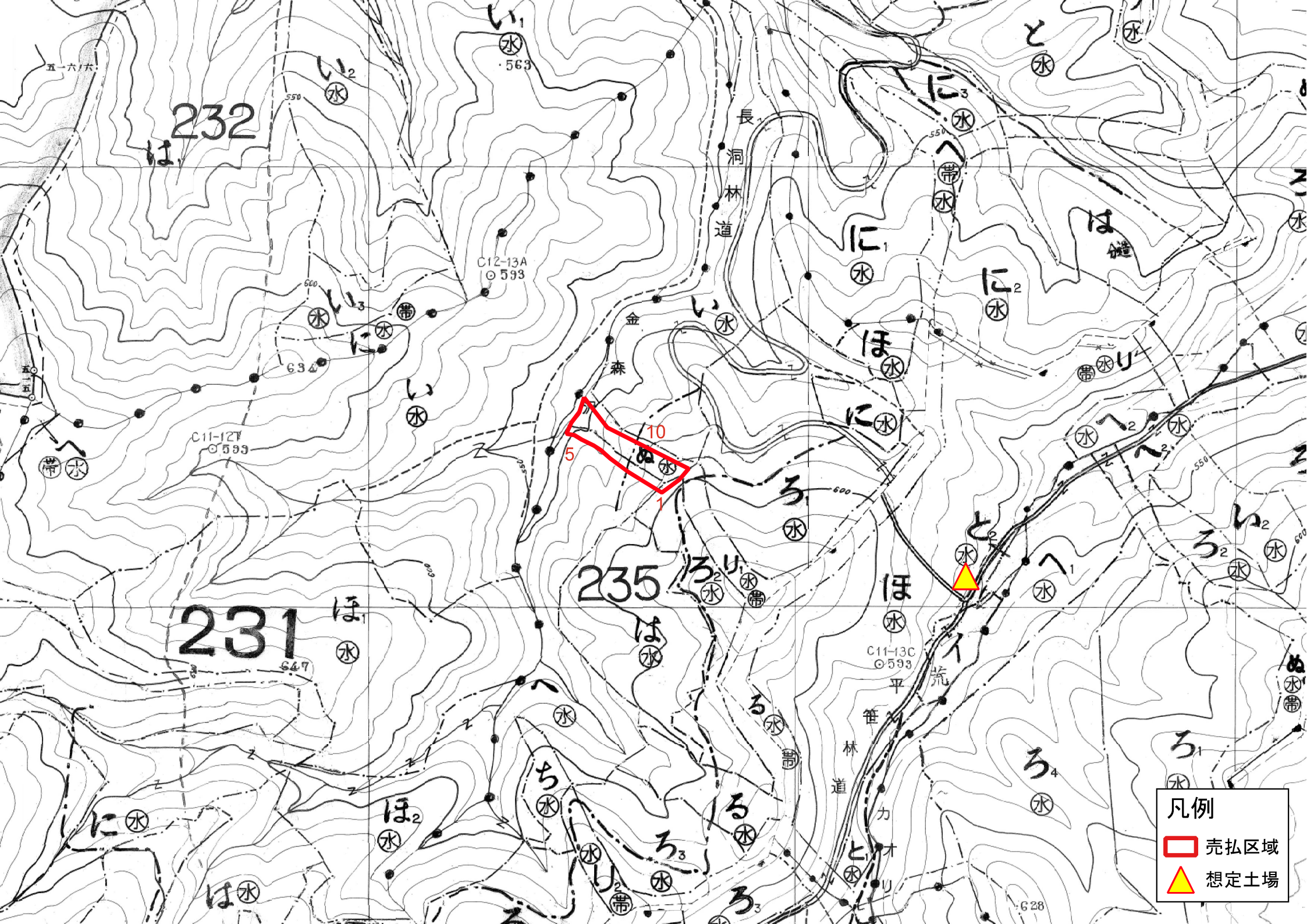
- 売払区域
- 想定土場



凡例

売払区域

想定土場



凡例

 壳払区域

▲ 想定土場

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

[illegible]

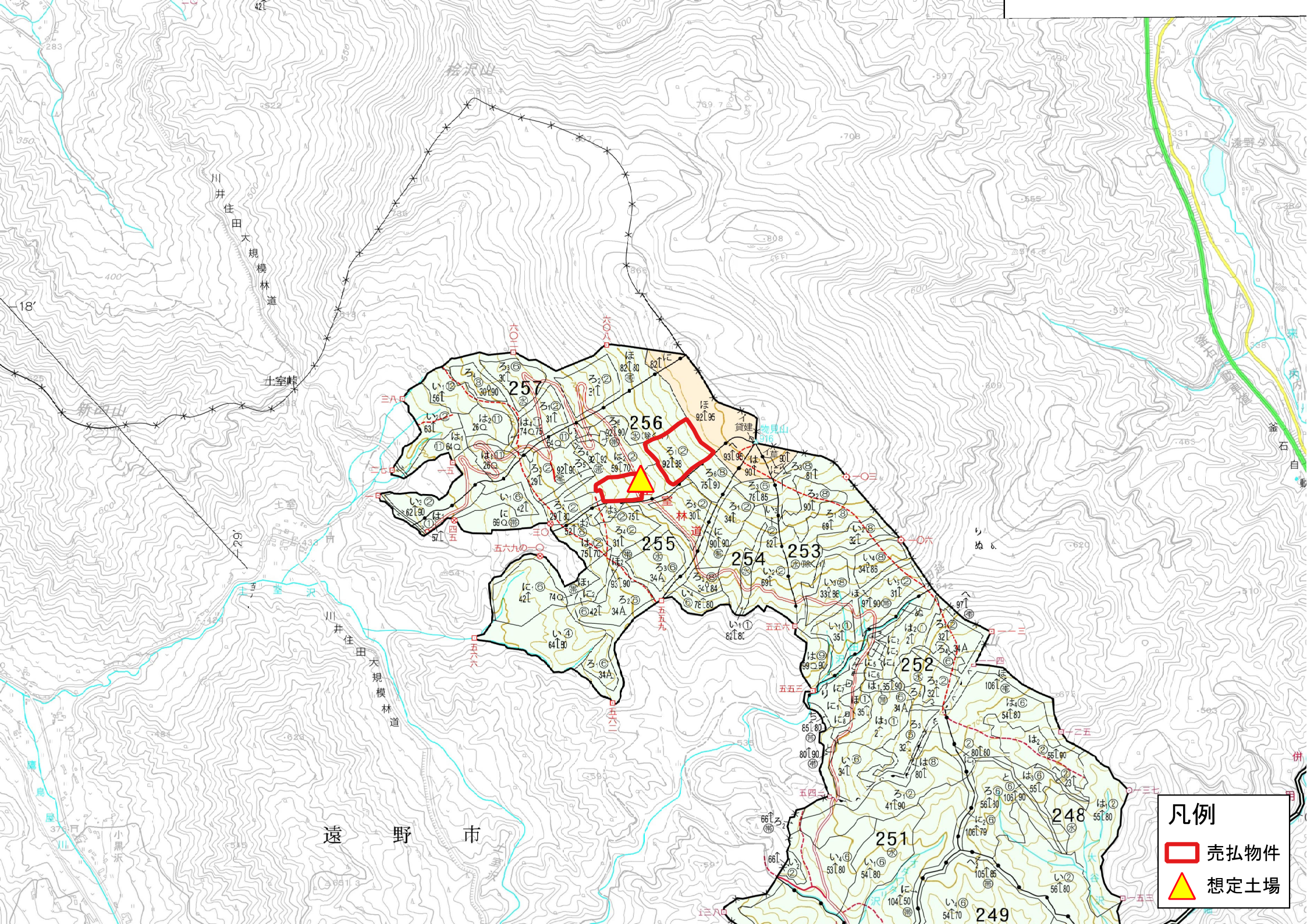
物件番号 : 14

国有林名 : 小友第二

林小班 : 256ろ1②③

樹種径級別本数及び材積

樹種(材種)	アカマツ(一般材)		アカマツ(低質材)		カラマツ(一般材)		カラマツ(低質材)		その他広葉樹(一般材)		その他広葉樹(低質材)		合計		
	平均	32cm	18m	24cm	13m	24cm	14m	16cm	9m	26cm	13m	20cm			9m
径級	(本)	(m3)	(本)	(m3)	(本)	(m3)	(本)	(m3)	(本)	(m3)	(本)	(m3)	(本)	(m3)	
10cm以下												196	4.12	196	4.12
12cm								19	0.77			400	13.04	419	13.81
14cm								77	6.00			403	18.70	480	24.70
16cm								116	13.17			284	19.78	400	32.95
18cm						135	22.08	19	1.94			283	28.85	437	52.87
20cm						58	13.17	19	3.87			217	30.47	294	47.51
22cm				39	9.44	174	50.36	77	17.63			128	26.86	418	104.29
24cm						213	68.18			19	6.20	195	44.70	427	119.08
26cm	31	12.20				116	49.20			19	5.81	234	63.68	400	130.89
28cm	20	9.84				116	56.37					127	39.81	263	106.02
30cm	40	24.20	11	5.34	155	85.62				20	7.67	116	48.81	342	171.64
32cm	101	63.41	11	5.88	19	14.72						72	33.78	203	117.79
34cm	59	38.36				58	41.06					39	15.88	156	95.30
36cm	70	64.58				39	35.06					11	5.99	120	105.63
38cm	39	41.31				19	17.63					108	84.99	166	143.93
40cm						19	20.34					39	36.61	58	56.95
42cm	20	24.78										19	22.47	39	47.25
44cm	20	25.18												20	25.18
46cm															
48cm												19	24.21	19	24.21
50cm															
52cm															
54cm															
56cm															
58cm															
60cm															
62cm以上															
計	400	303.86	61	20.66	1,121	473.79	327	43.38	58	19.68	2,890	562.75	4,857	1424.12	



凡例

- 売払物件
- 想定土場

